

船舶事故等調査報告書

平成27年9月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015門第5号
事故等種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成26年10月10日 22時24分ごろ
発生場所	関門港若松第5区（堺川第2号灯浮標） （概位 北緯33°55.20′ 東経130°52.55′）
事故等調査の経過	平成27年1月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第三十八日 ^{にしゅう} 祥丸、498トン
船舶番号、船舶所有者等	140420、田口汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 左舷船尾外板に擦過傷及び凹損 灯浮標 標体防護枠に曲損、マーキング装置の折損、浮体部に擦過傷
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、硫酸アンモニア約1,017tを積み、船長が操船し、機関長が主機の出力レバーの操作に当たり、関門港若松第5区の堺川公共岸壁を離岸した後、水路に沿って東北東進していた。</p> <p>船長は、関門海峡海上交通センター（以下「関門マーチス」という。）から、関門航路を東航している船が3隻あるので、注意するよう連絡を受けた。</p> <p>船長は、東航する3隻が船首方を通り過ぎた後に関門航路に入航しようとしていたところ、左舷船尾の至近に堺川第2号灯浮標（以下「2号灯浮標」という。）を認めたので、船尾を右に振ろうとして左舵を取ったが、平成26年10月10日22時24分ごろ左舷船尾部が2号灯浮標に衝突した。</p> <p>船長は、乗組員に損傷部の調査を指示し、関門マーチスに2号灯浮標に衝突した旨を通報した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.8m、潮汐 上げ潮の末期、潮流 西流約1～2ノット</p>
その他の事項	船長は、本事故時、関門航路付近において、強い西流があることを知っていたが、2号灯浮標を通過する際、潮流による圧流を失念していた。
分析 乗組員等の関与	あり

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり</p> <p>本船は、関門港若松第5区を東北東進中、西に流れる潮流がある状況下、船長が、減速して関門航路に入航しようとした際、潮流の影響を失念していたことから、左方に圧流されて2号灯浮標に向かう態勢で航行していることに気付くのが遅れ、2号灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、関門港若松第5区を東北東進中、西に流れる潮流がある状況下、船長が、減速して関門航路に入航しようとした際、潮流の影響を失念していたため、左方に圧流されて2号灯浮標に向かう態勢で航行していることに気付くのが遅れ、2号灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 潮流のある航路に入航する際は、潮流による圧流を考慮した操船を行うこと。